

三田市長 森 哲男 様

2020年6月24日

兵庫県地域人権運動連合 議長 前田
丹有地域人権運動連合会 会長 西本
同三田支部長 村上

(連絡先: [REDACTED])
三田市あかし台1丁目 [REDACTED]

「三田市人権と共生社会に関する意識調査」を撤回し、集計・分析の中止を求める要請書

三田市が抱えるさまざまな課題に対してのご尽力に敬意を表します。

さて、丹有地域人権運動連合会（丹有人権連）は、地域に生起する様々な人権問題の解決と住民の切実な要求実現のため、地域人権運動を進めています。部落問題解決への障害となる課題の克服もその一環として取り組んでいます。

今日、新型コロナウイルス感染症は、市民の健康と命、生活全般に大きな影響を与え、憲法の基本的人権の第25条「生存権」保障が国や自治体には、今こそ求められています。ところが、新型コロナウイルス感染症が拡大する3月に、三田市は、学校の一斉休校に伴い市給食センター臨時職員への「自宅待機は無給」とした人権侵害事件を全国に先駆けて起こしました。これは、三田市の憲法の人権概念の誤りから起こった事件です。

また、新型コロナウイルス感染症の最中に実施されている「三田市人権と共生社会に関する意識調査」には、憲法の人権概念を理解しない誤った設問が多々見受けられます。

「三田市人権と共生社会に関する意識調査」について、7月中旬までに懇談・協議の場を設定して頂くことと、下記の回答を文書でお願い致します。日程都合が付くようでしたら市長ご自身の出席もお願い致します。

記

- (1) 「三田市人権と共生社会に関する意識調査」の「業務委託費」に関して
兵庫県や他市での3000人規模の調査では、「集計・分析」を含めて費用は約70～90万円程度です。しかし、三田市はその2倍強の予算175万円が計上されています。
 - ①「業務委託」先を明らかにされたい。
 - ②「業務委託費」の積算基礎を明らかにされたい。
- (2) 「三田市人権と共生社会に関する意識調査」の設問内容について
…具体的な問題点は、＜別紙＞に掲載しています。
 - ①憲法の基本的人権の第19条「内心の自由」を侵害する設問
 - ②憲法の基本的人権の第25条「生存権」保障を侵害する設問
 - ③市民に誤った人権認識を広げる有害な設問
 - ④市民の人権を侵害する設問
 - ⑤その他
- (3) 「三田市人と人との共生条例」の策定に関する懇話会について
 - ①委員はどのように選定されたのか。選定基準があるのか。
 - ②「設置の趣旨」から懇話会の役割はどのようなものか。

(以上)

(別紙)

- ①設問方法として、人権侵害を「是認」「肯定する」方法は、市民に人権について偏見や誤解を広げることになるので誤りです。
- ②憲法の内容や基本的人権に反する内容は「調査項目」として誤りです。

(注) 下記の各設問の中で、①、②の表示のあるものは、それに該当するという意味です。

<人権全般についてお聞きします>

(問1)

- 新型コロナウイルスに関する項目を第一に挙げるべき(命が大切)。例えば、「PCR検査や医療体制が整っていること」
- 制度的な保障(具体化)と個人間の「道徳の問題」とがごっちゃになっている。「人権」の誤った概念を市民に与える。人権侵害と「差別」との区別が不明。
- 「働く者の権利の保障」がない。例えば、長時間・過密労働が解消されること。

(問2)

- 人権問題を「差別問題」に矮小化している。人権と差別の関係が不明確。「人権学習」の内容が問題。
- ①…3、8、9 ②…3、7
- 基本的人権第27条「労働者の権利」保障がない。例えば、同じ仕事をしているのに正規・非正規があり、格差があること。

(問3) ①、同時に結婚に条件を付けて問うのは憲法第24条に違反する。

(問4) 問4-1の問いが不明確。「どのような内容でいつごろか」とすべき。

- 「感じた」だけでは人権侵害でない。具体的な人権侵害の内容を聞く設問の誘導になっている。具体的な人権侵害は記述式にすべき。
- 市や行政機関など公的な機関からの人権侵害の項目がない。基本的人権第25条「生存権」保障、第26条「教育権」保障などに関する人権侵害項目がない。
- 問4-4の「解決」の意味が不明。

(問5) 憲法に保障された様々な基本的人権の規定がない。ここに挙げられているのは限定された個別法のみである。市民の人権認識を広げることにならない。

(問6) 民間では、「人権」のみならず、憲法の人権規定に沿う生活全般の相談が行われている。

(問7) 三田市と「三田市人権を考える会」の歪んだ・偏った企画の「人権に関する学習」についての「効果や成果」ばかりである。「理解が深まった」「深まらなかった」の意味が不明であり、誘導的である。これでは、「効果や成果」が不明である。「良かった」「悪かった」と明解にして、どのような内容が「良かった」「悪かった」を記述式で問う。

<様々な人権全般についてお聞きします>

②…様々な書きながら、憲法の基本的人権にある自由権、平等権、社会権、参政権、請願権など多種多様・多岐にわたるものはない。8つのみで、それも平等権の一部。

(問8) 「部落差別」

- 部落差別解消の道筋が提示されていない。→1、4、5、6
「同和行政終了宣言」と「同地区(被差別部落)ない」「同和地区住民や出身者がいない」啓発、「解放学級」廃止、「不公正乱脈な同和施策」廃止の設問が必要。
- 「差別を受けてきた地域」とはどのような地域なのか。同和对策事業特別措置法の表現はどうなっているのか知っているのか。

(問 9) 「障害のある人の人権」

- ①…「障害のある人」を避けるような雰囲気をつくる項目→2、3、5、6
- 障害のある人が障害を克服できる生活を送れるような具体的な施策（サポートや合理的配慮の問題でない）を問う項目がない。

(問 10) 「外国籍の人の人権」

- 外国籍の人の生活や就労、教育を保障するような施策を問う項目がない。
- ①…1、2、5、6、8。外国籍の人を排斥するような項目を削除すべきである。

(問 11) 「子どもの人権」

- ①…1、2、3、4、8（「子どもの権利条約」にも違反）
- 子ども権利を拡充したり、「子どもの権利条約」の内容を問う項目がない。

(問 12) 「女性の人権」

- 女性の人権とは無関係の設問が多い。→1、2、4、5、7、②…8
- 女性の権利を拡充するような施策を問う項目がない。

(問 13) 「高齢者の人権」

- ①…1
- 高すぎる国保や介護保険料の問題点、低すぎ年金等社会保障の拡充するような項目がない。
- 「法的支援」「医療支援」の「支援」の問題なく権利の問題である。

(問 14) 「性的指向・性別不適合に関する人権」

- ①…3、7
- 法的保障と社会的保障を具体的に提起するような項目が必要である。トイレの施設設備や配慮の問題だけでない。トイレ問題は、誰でも使えるトイレの設置で解決。

(問 15) 「犯罪被害者の方やその家族に関する人権」

- 公的な法的保障と経済保障の枠組みを構築するような項目が必要である。
- 犯罪を減らすような、「格差社会」解消と公的な社会保障の充実が必要である。

(問 16) 「人権さんだ」の認知において

- 「読んでいない」の項目がない。読む読まないだけでなく、内容が問題。

(問 17) 「自由記入欄」の「注釈」

- ①、②…新型コロナウイルス感染症の記述は、市民に誤解や偏見を与え、同時に誤った認識を広げることになる。社会の現実を見ていないし、公的な責任の放棄である。

(問 18)

- ①、②…職業と居住地を問うの人権侵害。職業の正規と非正規の区別は特に悪質。新型コロナウイルス感染症で、非正規や一人親家庭、外国人労働者の生存権が侵害されている実態を無視している。